

## 地域包括支援センターの運営状況について

- 全国の自治体に対し、平成21年4月末日時点の地域包括支援センターの運営状況に関する調査を実施。  
(調査時点は毎年4月末日時点)

### 1. 地域包括支援センター設置数

	H21調査 (平成21年4月末)	H20調査 (平成20年4月末)	H19調査 (平成19年4月末)	H18調査 (平成18年4月末)
センター設置数	4,056箇所	3,976箇所	3,831箇所	3,436箇所
設置保険者数	1,618保険者 (100.0%)	1,657保険者 (100.0%)	1,640保険者 (98.2%)	1,483保険者 (87.8%)
未設置保険者数	0保険者	0保険者	30保険者	207保険者

### ※ブランチ、サブセンター数と設置保険者数の推移

	H21調査	H20調査
ブランチを設置している保険者数	436保険者	466保険者
サブセンターを設置している保険者数	104保険者	106保険者
ブランチ設置数	2,547	2,663
サブセンター設置数	400	401

#### 【参考】

- ブランチ …… 住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口のこと。
- サブセンター …… 市町村や社会福祉法人等が、在宅介護支援センターの職員を地域包括支援センターの職員として採用するなどした後、その職員を、在宅介護支援センターに併設する地域包括支援センターの支所で勤務させる等の、地域包括支援センターの機能の一部を行わせるような形態。

## 2. 地域包括支援センター設置主体

○ センター設置数4,056箇所のうち、直営は1,279箇所(直営率 31.5%)

委託は2,729箇所(委託率 67.3%)

※ 設置主体無回答 48箇所(無回答率 1.2%)

○ 内訳は以下の通りとなっている。

設置主体	H21調査 (平成21年4月末)		H20調査 (平成20年4月末)		H19調査 (平成19年4月末)		H18調査 (平成18年4月末)	
	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合
直 営	1,279	31.5%	1,409	35.4%	1,392	36.3%	1,265	36.8%
うち広域連合等の構成市町村	130	3.2%	118	3.0%	112	2.9%	86	2.4%
委 託	2,729	67.3%	2,567	64.6%	2,439	63.7%	2,171	63.2%
社会福祉法人(社協除く)	1,445	35.6%	1,366	34.4%	1,277	33.3%	1,085	31.6%
社会福祉協議会	524	12.9%	467	11.7%	447	11.7%	427	12.4%
医療法人	463	11.4%	448	11.3%	436	11.4%	396	11.5%
社団法人	92	2.3%	87	2.2%	86	2.2%	76	2.1%
財団法人	70	1.7%	70	1.8%	68	1.8%	70	2.0%
株式会社等	64	1.6%	63	1.6%	58	1.5%	50	1.5%
NPO法人	23	0.6%	21	0.5%	21	0.5%	14	0.4%
その他	48	1.2%	45	1.1%	46	1.2%	53	1.5%
無回答	48	1.2%	-	-	-	-	-	-
計	4,056	100.0%	3,976	100.0%	3,831	100.0%	3,436	100.0%

## 3. 地域包括支援センター職員配置状況

人数	H21調査 (平成21年4月末)		H20調査 (平成20年4月末)		H19調査 (平成19年4月末)		H18調査 (平成18年4月末)	
	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合
12人以上	265	6.5%	172	4.3%	133	3.5%	52	1.5%
9人以上～12人未満	285	7.0%	185	4.7%	149	3.9%	73	2.1%
6人以上～9人未満	716	17.7%	478	12.0%	413	10.8%	236	6.9%
3人以上～6人未満	2,389	58.9%	2,600	65.4%	2,596	67.8%	2,546	74.1%
3人未満	401	9.9%	541	13.6%	540	14.1%	529	15.4%
計	4,056	100.0%	3,976	100.0%	3,831	100.0%	3,436	100.0%
1センターあたりの 平均職員数	5.02人		4.81人		4.50人		-	

※ 職員数については、常勤換算による。

常勤換算とは、当該事業所の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者数が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の員数に換算する方法。

### ○ 業務・職種別 1センターあたりの平均人数

● 包括的支援業務従事者

	H21調査	H20調査
1センター平均人数	4.0	3.8
保健師 (準ずる者を含む)	1.5	1.5
社会福祉士 (準ずる者を含む)	1.3	1.2
主任介護支援専門員	1.1	1.1

● 介護予防支援業務従事者

	H21調査	H20調査
1センター平均人数	4.5	4.4
保健師	0.8	0.8
経験のある看護師	0.6	0.6
社会福祉士	1.3	1.2
介護支援専門員 (主任介護支援専門員を含む)	1.8	1.8
高齢者保健施設に関する 相談援助業務に3年以上 従事した社会福祉士	0.03	0.02

● 包括的支援業務と介護予防支援業務従事者  
(兼務従事者)

	H21調査	H20調査
1センター平均人数	3.4	3.4
保健師 (準ずる者を含む)	1.3	1.3
社会福祉士 (準ずる者を含む)	1.2	1.1
主任介護支援専門員	1.0	1.0

## ○ 業務・職種別従事者数 ①

### ● 包括的支援業務従事者

従事者数	H21調査
保健師 (準ずる者を含む)	6,082人
社会福祉士 (準ずる者を含む)	5,467人
主任介護支援専門員	4,529人
従事者数 合計	16,078人

### ● 介護予防支援業務従事者

従事者数	H21調査
保健師	3,259人
経験のある看護師	2,496人
社会福祉士	4,608人
介護支援専門員 (主任介護支援専門員を含む)	7,301人
高齢者保健施設に関する 相談援助業務に3年以上従事 した社会福祉主事	629人
従事者数 合計	18,293人

### ● 包括的支援業務と介護予防支援業務従事者 (兼務従事者)

従事者数	H21調査
保健師 (準ずる者を含む)	5,248人
社会福祉士 (準ずる者を含む)	4,684人
主任介護支援専門員	4,059人
従事者数 合計	13,991人

## ○ 業務・職種別従事者数 ②

### ● 包括的支援業務 専従 従事者

従事者数	H21調査
保健師 (準ずる者を含む)	834人
社会福祉士 (準ずる者を含む)	783人
主任介護支援専門員	469人
従事者数 合計	2,086人

### ● 介護予防支援業務 専従 従事者

従事者数	H21調査
保健師	189人
経験のある看護師	319人
社会福祉士	450人
介護支援専門員 (主任介護支援専門員を含む)	3,241人
高齢者保健施設に関する 相談援助業務に3年以上従事 した社会福祉主事	104人
従事者数 合計	4,303人

### ● センター従事者

従事者数	H21調査
保健師 (準ずる者を含む)	6,590人
※社会福祉士	6,021人
介護支援専門員 (主任介護支援専門員を含む)	7,769人
従事者数 合計	20,380人

※ 準ずる者、高齢者保健施設に関する相談援助業務に3年以上従事した社会福祉主事を含む。

#### 4. 介護予防支援実施人数及び委託割合

		H21調査 (平成21年4月末)	H20調査 (平成20年4月末)	H19調査 (平成19年4月末)	H18調査 (平成18年4月末)
介護予防支援実施件数	(A)	744,347 件	703,991 件	656,268 件	61,700 件
うち居宅介護支援事業所に 委託されている件数	(B)	255,108 件	243,127 件	270,613 件	44,119 件
居宅介護支援事業所への委託割合	(B/A)	34.3 %	34.5 %	41.2 %	71.5 %
指定介護予防支援業務に従事する職員数	(C)	18,293 人	17,601 人	16,064 人	— 人
職員一人あたりの介護予防支援実施件数	(A-B)/C	26.7 件	26.2 件	24.0 件	— 件
1センターあたりの介護予防支援実施件数		188.5 件	177.0 件	171.3 件	18.0 件
うち センターが直接実施した件数		123.9 件	115.9 件	100.7 件	5.1 件

※ 平成18年度調査においては「指定介護予防支援業務に従事する職員数」を調査していない。

#### 5. 介護予防支援事業所の専従職員の配置状況

	箇所数	割合
包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務する職員だけで 介護予防支援業務を実施しているセンター	1,907	47.0%
介護予防支援業務専従の職員も併せて配置し、介護予防支援 業務を実施しているセンター	2,149	53.0%
計	4,056	100.0%

#### 6. センターから居宅介護支援事業所への委託状況

委託率	平成21調査 (平成21年4月末)	
	箇所	割合
100%	47	1.2%
～99%以上	33	0.8%
～90%以上	63	1.6%
～80%以上	101	2.5%
～70%以上	190	4.7%
～60%以上	288	7.1%
～50%以上	438	10.8%
～40%以上	617	15.2%
～30%以上	668	16.5%
～20%以上	542	13.4%
～10%以上	477	11.8%
0%	424	10.5%
無回答・無効	168	4.1%
計	4,056	100.0%

## 7. 1センターあたりの介護予防支援の実施件数

1センターあたりの総プラン数(A) (744,347件) 平均件数 188.5件			1センターあたりの委託件数(B) (255,108件) 平均件数 64.6件			1センターあたりの直接実施件数(A-B) (489,266件) 平均件数 123.9件		
件数	箇所	割合	件数	箇所	割合	件数	箇所	割合
500件以上	229	5.8%	500件以上	41	1.0%	500件以上	88	2.2%
450件以上500件未満	57	1.4%	450件以上500件未満	8	0.2%	450件以上500件未満	19	0.5%
400件以上450件未満	79	2.0%	400件以上450件未満	12	0.3%	400件以上450件未満	32	0.8%
350件以上400件未満	89	2.3%	350件以上400件未満	21	0.5%	350件以上400件未満	47	1.2%
300件以上350件未満	150	3.8%	300件以上350件未満	31	0.8%	300件以上350件未満	64	1.6%
250件以上300件未満	212	5.4%	250件以上300件未満	41	1.0%	250件以上300件未満	135	3.4%
200件以上250件未満	363	9.2%	200件以上250件未満	75	1.9%	200件以上250件未満	229	5.8%
150件以上200件未満	545	13.8%	150件以上200件未満	173	4.4%	150件以上200件未満	443	11.3%
100件以上50件未満	756	19.1%	100件以上50件未満	323	8.2%	100件以上50件未満	738	18.8%
50件以上100件未満	817	20.7%	50件以上100件未満	785	19.9%	50件以上100件未満	1,088	27.7%
10件以上50件未満	501	12.7%	10件以上50件未満	1,365	34.6%	10件以上50件未満	774	19.7%
10件未満	117	3.0%	10件未満	616	15.6%	10件未満	184	4.7%
0件	34	0.9%	0件	458	11.6%	0件	81	2.1%
計	3,949	100.0%	計	3,949	100.0%	計	3,922	100.0%

※ 一部計数が不明な箇所は除く

## 8. 包括的支援業務の実施状況等

### (1) 介護予防事業の受託の有無(予定含む)

	有り		無し	
	箇所	割合	箇所	割合
介護予防事業(普及啓発事業等)の受託	2,559	63.1%	1,497	36.9%

### (2) 任意事業の受託の有無(予定含む)

	有り		無し	
	箇所	割合	箇所	割合
任意事業の受託	1,641	40.5%	2,415	59.5%

### (3) 運営協議会の開催回数分布

	H21調査 (平成21年4月末)	H20調査 (平成20年4月末)	H19調査 (平成19年4月末)	H18調査 (平成18年4月末)
1回	486	366	299	565
2回	678	660	698	554
3回	251	301	381	240
4回	120	180	188	115
5回	20	58	31	28
6回以上	31	80	42	27

※ 運営協議会数については、準備委員会や調査時(平成21年4月末日時点)において今年度の開催予定が未確定であった運営協議会も含む。

## 9. 総合相談件数

	H21調査	H20調査
総合相談件数	7,079,520	6,644,923
うち、権利擁護 (成年後見人、高齢者虐待)に関すること	225,617	-

※ ただし、前年度は権利擁護の件数は分けていない。

## 10. 夜間、休日の対応

	有り		無し	
	箇所	割合	箇所	割合
24時間対応の実施の有無 (携帯電話等での対応を含む)	2,954	72.8%	1,102	27.2%
休日開所の実施の有無	1,329	32.8%	2,727	67.2%
休日開所の実施が「有」の場合	箇所		割合	
ア 毎週対応している	440		33.1%	
イ 隔週や土日のどちらかで対応している	889		66.9%	

【都道府県】

	センター総数	センター直営数				センター委託数																
		イ 広域連合等の 構成市町村	実数		割合		ウ 社会福祉法人 (社協除く)		エ 社会福祉協議会		オ 医療法人		カ 社団法人		キ 財団法人		ク 株式会社等		ケ NPO法人		コ その他	
			実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
合計	4,008	1,279	84	2.1%	2,729	1,445	36.1%	524	13.1%	463	11.6%	92	2.3%	70	1.7%	64	1.6%	23	0.6%	48	1.2%	
1 北海道	241	142	16	6.6%	99	30	12.4%	22	9.1%	35	14.5%	4	1.7%	6	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.8%	
2 青森県	58	30	1	1.7%	28	17	29.3%	5	8.6%	2	3.4%	2	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.4%	
3 岩手県	44	27	9	20.5%	17	9	20.5%	5	11.4%	3	6.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
4 宮城県	107	27	2	1.9%	80	41	38.3%	14	13.1%	10	9.3%	0	0.0%	2	1.9%	12	11.2%	0	0.0%	1	0.9%	
5 秋田県	35	17	0	0.0%	18	12	34.3%	4	11.4%	2	5.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
6 山形県	59	22	1	1.7%	37	18	30.5%	13	22.0%	5	8.5%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
7 福島県	110	14	1	0.9%	96	40	36.4%	28	25.5%	6	5.5%	2	1.8%	8	7.3%	0	0.0%	9	8.2%	3	2.7%	
8 茨城県	56	31	0	0.0%	25	9	16.1%	13	23.2%	3	5.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
9 栃木県	83	19	0	0.0%	64	41	49.4%	9	10.8%	10	12.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	2	2.4%	
10 群馬県	45	32	0	0.0%	13	5	11.1%	3	6.7%	2	4.4%	1	2.2%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	
11 埼玉県	224	46	11	4.9%	178	92	41.1%	18	8.0%	45	20.1%	5	2.2%	2	0.9%	12	5.4%	1	0.4%	3	1.3%	
12 千葉県	107	51	0	0.0%	56	40	37.4%	5	4.7%	10	9.3%	0	0.0%	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
13 東京都	343	24	1	0.3%	319	213	62.1%	16	4.7%	53	15.5%	10	2.9%	4	1.2%	17	5.0%	4	1.2%	2	0.6%	
14 神奈川県	280	10	1	0.4%	270	209	74.6%	33	11.8%	21	7.5%	2	0.7%	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.1%	
15 新潟県	114	28	0	0.0%	86	53	46.5%	16	14.0%	13	11.4%	1	0.9%	0	0.0%	2	1.8%	0	0.0%	1	0.9%	
16 富山県	52	5	0	0.0%	47	30	57.7%	1	1.9%	9	17.3%	1	1.9%	0	0.0%	3	5.8%	0	0.0%	3	5.8%	
17 石川県	38	18	1	2.6%	20	6	15.8%	1	2.6%	11	28.9%	1	2.6%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
18 福井県	28	17	3	10.7%	11	2	7.1%	1	2.7%	5	17.0%	0	0.0%	2	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
19 山梨県	37	27	0	0.0%	10	5	13.5%	1	2.7%	3	8.1%	1	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
20 長野県	111	75	8	7.2%	36	5	4.5%	16	14.4%	11	9.9%	1	0.9%	0	0.0%	1	0.9%	0	0.0%	2	1.8%	
21 岐阜県	64	32	5	7.8%	32	9	14.1%	14	21.9%	8	12.5%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
22 静岡県	117	21	0	0.0%	96	63	53.8%	15	12.8%	13	11.1%	2	1.7%	0	0.0%	3	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	
23 愛知県	181	18	2	1.1%	163	53	29.3%	59	32.6%	31	17.1%	1	0.6%	8	4.4%	2	1.1%	0	0.0%	9	5.0%	
24 三重県	45	12	1	2.2%	33	7	15.6%	20	44.4%	5	11.1%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
25 滋賀県	34	34	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
26 京都府	97	16	0	0.0%	81	50	51.5%	11	11.3%	13	13.4%	3	3.1%	4	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
27 大阪府	161	20	1	0.6%	141	68	42.2%	41	25.5%	15	9.3%	1	0.6%	11	6.8%	1	0.6%	1	0.6%	3	1.9%	
28 兵庫県	179	28	2	1.1%	151	85	47.5%	24	13.4%	16	8.9%	4	2.2%	5	2.8%	9	5.0%	1	0.6%	7	3.9%	
29 奈良県	59	27	0	0.0%	32	11	18.6%	9	15.3%	10	16.9%	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
30 和歌山県	42	25	0	0.0%	17	10	23.8%	5	11.9%	2	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
31 鳥取県	33	19	0	0.0%	14	6	18.2%	5	15.2%	3	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
32 島根県	25	14	5	20.0%	11	0	0.0%	11	44.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
33 岡山県	56	20	0	0.0%	36	10	17.9%	6	10.7%	11	19.6%	0	0.0%	8	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	
34 広島県	106	28	0	0.0%	78	43	40.6%	8	7.5%	18	17.0%	7	6.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.9%	
35 山口県	31	16	0	0.0%	15	7	22.6%	5	16.1%	1	3.2%	2	6.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
36 徳島県	33	12	0	0.0%	21	14	42.4%	4	12.1%	2	6.1%	1	3.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
37 香川県	16	14	0	0.0%	2	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	
38 愛媛県	31	19	0	0.0%	12	5	16.1%	2	6.5%	4	12.9%	1	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
39 高知県	32	28	0	0.0%	4	0	0.0%	4	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
40 福岡県	120	62	0	0.0%	58	26	21.7%	3	2.5%	4	3.3%	20	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	5	4.2%	0	0.0%	
41 佐賀県	32	14	4	12.5%	18	12	37.5%	1	3.1%	3	9.4%	1	3.1%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	
42 長崎県	42	20	0	0.0%	22	9	21.4%	1	2.4%	5	11.9%	7	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
43 熊本県	83	28	2	2.4%	55	17	20.5%	14	16.9%	19	22.9%	2	2.4%	1	1.2%	0	0.0%	1	1.2%	1	1.2%	
44 大分県	51	7	0	0.0%	44	21	41.2%	9	17.6%	11	21.6%	3	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
45 宮崎県	58	10	0	0.0%	48	20	34.5%	20	34.5%	4	6.9%	2	3.4%	2	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
46 鹿児島県	69	46	0	0.0%	23	20	29.0%	1	1.4%	2	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
47 沖縄県	39	27	7	17.9%	12	2	5.1%	6	15.4%	4	10.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

※「設置主体」が無回答のセンターは除外（48箇所）

【政令市】

	センター総数	センター直営数				センター委託数																
		イ 広域連合等の 構成市町村	実数		割合		ウ 社会福祉法人 (社協除く)		エ 社会福祉協議会		オ 医療法人		カ 社団法人		キ 財団法人		ク 株式会社等		ケ NPO法人		コ その他	
			実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
合計	642	31	2	0.3%	611	371	57.8%	87	13.6%	67	10.4%	27	4.2%	28	4.4%	21	3.3%	1	0.2%	9	1.4%	
1 札幌市	17	0	0	0.0%	17	4	23.5%	3	17.6%	7	41.2%	0	0.0%	3	17.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
2 仙台市	44	0	0	0.0%	44	23	52.3%	4	9.1%	4	9.1%	0	0.0%	2	4.5%	10	22.7%	0	0.0%	1	2.3%	
3 さいたま市	25	0	1	4.0%	25	17	68.0%	0	0.0%	5	20.0%	1	4.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
4 千葉市	12	0	0	0.0%	12	9	75.0%	0	0.0%	3	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
5 横浜市	123	0	0	0.0%	123	107	87.0%	16	13.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
6 川崎市	40	0	0	0.0%	40	33	82.5%	2	5.0%	3	7.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	
7 新潟市	27	0	0	0.0%	27	14	51.9%	4	14.8%	6	22.2%	1	3.7%	0	0.0%	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%	
8 静岡市	23	0	0	0.0%	23	17	73.9%	4	17.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	8.7%	0	0.0%	0	0.0%	
9 浜松市	17	0	0	0.0%	17	12	70.6%	0	0.0%	5	29.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
10 名古屋市	29	0	0	0.0%	29	3	10.3%	17	58.6%	4	13.8%	0	0.0%	5	17.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
11 京都市	60	0	0	0.0%	60	39	65.0%	6	10.0%	11	18.3%	3	5.0%	1	1.7%	0	0.0%	0	0			

【都道府県】

	センター総数	～3人未満		3人以上～6人未満		6人以上～9人未満		9人以上～12人未満		12人以上～	
		センター数	割合	センター数	割合	センター数	割合	センター数	割合	センター数	割合
合計	4,056	401	9.9%	2,389	58.9%	716	17.7%	285	7.0%	265	6.5%
1 北海道	250	72	28.8%	110	44.0%	31	12.4%	18	7.2%	19	7.6%
2 青森県	58	6	10.3%	35	60.3%	12	20.7%	4	6.9%	1	1.7%
3 岩手県	48	6	12.5%	20	41.7%	14	29.2%	7	14.6%	1	2.1%
4 宮城県	107	5	4.7%	32	76.6%	15	14.0%	4	3.7%	1	0.9%
5 秋田県	42	4	9.5%	27	64.3%	7	16.7%	2	4.8%	2	4.8%
6 山形県	59	13	22.0%	34	57.6%	8	13.6%	4	6.8%	0	0.0%
7 福島県	111	29	26.1%	66	59.5%	7	6.3%	8	7.2%	1	0.9%
8 茨城県	56	0	0.0%	35	62.5%	13	23.2%	4	7.1%	4	7.1%
9 栃木県	83	9	10.8%	63	75.9%	9	10.8%	2	2.4%	0	0.0%
10 群馬県	45	6	13.3%	24	53.3%	4	8.9%	4	8.9%	7	15.6%
11 埼玉県	224	12	5.4%	131	80.8%	27	12.1%	2	0.9%	2	0.9%
12 千葉県	107	12	11.2%	57	53.3%	20	18.7%	12	11.2%	6	5.6%
13 東京都	345	7	2.0%	237	68.7%	76	22.0%	12	3.5%	13	3.8%
14 神奈川県	280	11	3.9%	232	82.9%	31	11.1%	4	1.4%	2	0.7%
15 新潟県	114	22	19.3%	75	65.8%	15	13.2%	1	0.9%	1	0.9%
16 富山県	58	7	12.1%	42	72.4%	5	8.6%	4	6.9%	0	0.0%
17 石川県	38	1	2.6%	20	52.6%	9	23.7%	5	13.2%	3	7.9%
18 福井県	28	1	3.6%	16	57.1%	7	25.0%	2	7.1%	2	7.1%
19 山梨県	37	6	16.2%	20	54.1%	5	13.5%	2	5.4%	4	10.8%
20 長野県	114	28	24.6%	58	50.9%	16	14.0%	6	5.3%	6	5.3%
21 岐阜県	65	9	13.8%	34	52.3%	12	18.5%	6	9.2%	4	6.2%
22 静岡県	117	6	5.1%	89	76.1%	16	13.7%	5	4.3%	1	0.9%
23 愛知県	181	19	10.5%	99	54.7%	28	15.5%	23	12.7%	12	6.6%
24 三重県	49	1	2.0%	28	57.1%	10	20.4%	5	10.2%	5	10.2%
25 滋賀県	34	0	0.0%	14	41.2%	8	23.5%	4	11.8%	8	23.5%
26 京都府	97	14	14.4%	70	72.2%	6	6.2%	6	6.2%	1	1.0%
27 大阪府	161	4	2.5%	80	49.7%	26	16.1%	24	14.9%	27	16.8%
28 兵庫県	179	1	0.6%	124	69.3%	37	20.7%	10	5.6%	7	3.9%
29 奈良県	59	11	18.6%	29	49.2%	13	22.0%	4	6.8%	2	3.4%
30 和歌山県	42	9	21.4%	17	40.5%	9	21.4%	3	7.1%	4	9.5%
31 鳥取県	33	4	12.1%	19	57.6%	7	21.2%	1	3.0%	2	6.1%
32 島根県	27	8	29.6%	8	29.6%	6	22.2%	3	11.1%	2	7.4%
33 岡山県	56	3	5.4%	31	55.4%	3	5.4%	3	5.4%	16	28.6%
34 広島県	106	6	5.7%	67	63.2%	23	21.7%	7	6.6%	3	2.8%
35 山口県	31	3	9.7%	9	29.0%	10	32.3%	3	9.7%	6	19.4%
36 徳島県	33	6	18.2%	16	48.5%	5	15.2%	0	0.0%	6	18.2%
37 香川県	16	1	6.3%	2	12.5%	5	31.3%	1	6.3%	7	43.8%
38 愛媛県	31	1	3.2%	6	19.4%	10	32.3%	5	16.1%	9	29.0%
39 高知県	33	3	9.1%	15	45.5%	4	12.1%	9	27.3%	2	6.1%
40 福岡県	120	1	0.8%	23	19.2%	61	50.8%	13	10.8%	22	18.3%
41 佐賀県	36	2	5.6%	23	63.9%	2	5.6%	5	13.9%	4	11.1%
42 長崎県	42	2	4.8%	8	19.0%	14	33.3%	11	26.2%	7	16.7%
43 熊本県	83	10	12.0%	42	50.6%	21	25.3%	4	4.8%	6	7.2%
44 大分県	51	3	5.9%	31	60.8%	10	19.6%	1	2.0%	6	11.8%
45 宮崎県	58	5	8.6%	31	53.4%	13	22.4%	5	8.6%	4	6.9%
46 鹿児島県	69	2	2.9%	26	37.7%	14	20.3%	15	21.7%	12	17.4%
47 沖縄県	43	10	23.3%	14	32.6%	12	27.9%	2	4.7%	5	11.6%

【政令市】

	センター総数	～3人未満		3人以上～6人未満		6人以上～9人未満		9人以上～12人未満		12人以上～	
		センター数	割合	センター数	割合	センター数	割合	センター数	割合	センター数	割合
合計	642	18	2.8%	419	65.3%	110	17.1%	40	6.2%	55	8.6%
1 札幌市	17	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	3	17.6%	13	76.5%
2 仙台市	44	1	2.3%	40	90.9%	3	6.8%	0	0.0%	0	0.0%
3 さいたま市	25	0	0.0%	21	84.0%	3	12.0%	1	4.0%	0	0.0%
4 千葉市	12	0	0.0%	7	58.3%	4	33.3%	1	8.3%	0	0.0%
5 横浜市	123	6	4.9%	104	84.6%	13	10.6%	0	0.0%	0	0.0%
6 川崎市	40	0	0.0%	36	90.0%	3	7.5%	0	0.0%	1	2.5%
7 新潟市	27	4	14.8%	20	74.1%	3	11.1%	0	0.0%	0	0.0%
8 静岡市	23	2	8.7%	14	60.9%	6	26.1%	1	4.3%	0	0.0%
9 浜松市	17	0	0.0%	16	94.1%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
10 名古屋市	29	0	0.0%	0	0.0%	2	6.9%	18	62.1%	9	31.0%
11 京都市	60	5	8.3%	55	91.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12 大阪市	27	0	0.0%	1	3.7%	2	7.4%	9	33.3%	15	55.6%
13 堺市	7	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	6	85.7%
14 神戸市	74	0	0.0%	63	85.1%	8	10.8%	3	4.1%	0	0.0%
15 岡山市	6	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	100.0%
16 広島市	41	0	0.0%	30	73.2%	10	24.4%	1	2.4%	0	0.0%
17 北九州市	31	0	0.0%	0	0.0%	24	77.4%	2	6.5%	5	16.1%
18 福岡市	39	0	0.0%	11	28.2%	27	69.2%	1	2.6%	0	0.0%

※ 政令市は、都道府県データより政令市データを抽出したものの。

#### (4) 生活・介護支援サポーター養成事業について

##### ア 事業創設の背景等

地域で生活する高齢者のニーズが多様化していること等の理由から、平成21年度予算において、介護保険制度等社会保障制度と相俟って、市民の主体性に基づき運営される住民参加サービス等の担い手となる生活・介護支援サポーターを養成する事業に対する国庫補助制度を創設したところであるが、平成22年度予算(案)においては、今年度の申請状況等を踏まえ、予算額を増額したところである。

当該養成事業の実施主体は市町村としているが、事業を実施するにあたり、地域の高齢者の実情を十分に把握し、総合相談支援等の十分な実績のある在宅介護支援センター等の団体へ、その全部又は一部を委託することもできることから、これらの積極的な活用について、管内市町村に周知願いたい。

また、複数の市町村が共同して研修会を行ったり、都道府県内で集中して実施した方が効率的な場合にあつては、その広域的な調整や取りまとめを都道府県にお願いする場合もあるので、よろしく願います。

##### イ 平成22年度予算(案)の概要

- 予算(案)額 258.5百万円(対前年度89.3百万円増)
- 事業内容 市民向けにおおむね20時間程度(講義及び実習)の研修を行い、主に住民福祉サービスを行うための担い手を養成する。
- 実施主体 市町村  
※ 当該事業を実施するにあたり、地域の高齢者の実情を十分に把握し、総合相談支援等の十分な実績のある在宅介護支援センター等の団体へ、その全部又は一部を委託することができる。
- 補助率 市町村への定額補助  
※ 補助額については、人口規模等により必要とされる

サポーターの人数に差があることから、市町村の算定額を優先し柔軟に採択する。

※ 実施か所数の設定は行わない。

※ 本来事業の実施に当たっての留意事項

養成されたサポーターを活用し、市町村等が下記に例示する各種事業を推進することが重要と考えているので、養成後の地域における活動の場づくりについても併せて管内市町村に周知願いたい。

**【具体的事業の例】**

○ 困りごと相談

独居高齢者等生活上の不便の相談解決支援。

○ 民間サービスの活用支援

高齢者になじみの薄い宅配サービス利用などの支援。

○ 防犯・防災への注意喚起

警察、消防と連携し、振り込み詐欺、悪徳訪問販売など日常生活を営む上でのリスクマネジメントを支援。

○ たすけあい活動の創設

サポーターがチームを組織し、調理・買い物援助、住宅・庭の維持管理、通院・薬局への同行等を生活圏域内で実施。

○ ふれあいサロン、いきいき喫茶の運営

公民館、空き教室、空き店舗等の活用を図りながら、福祉講座、健康講座、世代間交流等を実施。

### 3. 地域支援事業交付金の適正な執行について

- 地域支援事業は、
  - ・ 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、
  - ・ 地域における総合相談機能や包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、平成18年度より実施しているところである。
- 地域支援事業交付金の交付については、誠に遺憾ではあるが、制度創設期から、会計検査院より対象経費の適切な算定等について毎年指摘を受けているところであり、本年度の現地検査においても、地域支援事業交付金が過大に交付されている事例が指摘されている。
- なお、指摘事項の大半は、費用額の算定に当たって、控除すべき経費を誤って計上していたこと等の単純なミスによるものであり、関係法令や要綱等を十分に確認することや、判断が困難な場合においては事前に協議する等の検証を行っていただければ回避することができるものと考えられる。
- ついては、管内市区町村に対し、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底を図るとともに、交付申請及び実績報告における書類審査を厳格に行っていただくよう、お願い致したい。

## 4. 介護員養成研修事業について

### (1) 介護職員基礎研修について

- 訪問介護員などの介護職員の資質向上を目的に創設された「介護職員基礎研修」の実施状況は、指定事業者が284（平成21年10月1日現在）、研修修了者数が6,453名（平成21年3月31日現在）と全国的に普及が未だ進んでいない状況である。
- 平成21年度の介護報酬改定においては、訪問介護員等及びサービス提供責任者について、「介護職員基礎研修」の受講、介護福祉士の資格取得など段階的なキャリアアップを推進する観点から、特定事業所加算について要件を見直したところであり、今後、「介護職員基礎研修」の受講希望者の増加と指定を受けようとする研修事業者の増加が見込まれるところである。
- 各都道府県におかれては、「介護職員基礎研修」の研修事業者や講座の指定事務が滞りなく行われるよう、研修事業者を集めた説明会を開催するなど、事前の準備方をお願いしたい。「介護職員基礎研修」の周知に当たっては、別紙「介護職員基礎研修について（第2版）」をご活用いただきたい。（当省のホームページに追って掲載する予定）
- 「介護職員基礎研修」は、すでに訪問介護員養成研修を修了した者に対しては、研修課程の一部履修免除（例えば、訪問介護員養成研修2級課程＋1年以上の実務経験がある者については、500時間の研修課程中350時間が免除され、150時間の履修で介護職員基礎研修修了となる。）などの受講者負担軽減措置が図られていることについても改めて周知いただき、介護職員基礎研修の普及、定着に向けて積極的な取組をお願いしたい。
- なお、介護福祉士の資格取得ルートにおける「介護職員基礎研修」修了者の取扱いについては、社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案の国会審議において、「厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するにあたっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること」

との付帯決議がされたところであり、この付帯決議を尊重し、現在、実務経験ルートにおける基礎研修の位置付けについて、引き続き検討しているところであるので、ご了承ください。

## (2) 訪問介護員養成研修について

- 訪問介護員の養成については、平成3年度から平成20年度までの修了者の累計が約358万人（※）となっているところである。

（※）各都道府県からの修了者数の報告をもとに集計。ただし、この人数については単純累計であり、1人の者が複数の研修課程を修了している場合は重複して計上されている。

- この訪問介護員養成研修の取扱いについては、一昨年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料等でお示したように、
  - ①訪問介護員養成研修1級課程については、平成24年3月を目処に介護職員基礎研修に一本化する予定
  - ②訪問介護員養成研修2級課程については、養成を継続する予定であるので、ご了解いただくとともに、管内市町村、介護サービス事業者、関係団体等に周知いただくようお願いする。
- 訪問介護員養成研修3級課程修了者については、本年3月をもって、介護報酬上の経過措置が終了するところであり、改めて管内市町村、介護サービス事業者、関係団体等に周知いただくようお願いする。
- また、昨年10月に政府においてとりまとめられた「緊急雇用対策」において、平成21年10月30日職業安定局参事官室（雇用対策担当）等5課室連名事務連絡でお知らせしたとおり、働きながら訪問介護員の資格をとりやすくするため、訪問介護員養成研修課程における実習に係る課程の一部免除規定の積極的な活用をお願いしたところであるが、引き続き厳しい雇用情勢にあることから、今後とも積極的に取り組まれるようお願いする。
- さらに平成21年11月26日の職業能力開発局能力開発課と老健局振興課連名事務連絡においては、職業訓練に係る訪問介護員養成研修課程における指定手続き

の柔軟な対応（審査期間の短縮化）をお願いしているところであり、引き続きご協力願いたい。